免許切換手続き等について（施用者･管理者用）

１　必要書類

(1) 麻薬施用(管理)者免許申請書(第１号様式)
※麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い、令和６年度より申請書は新様式となっております。

(2) 診断書(参考様式１号)(精神の機能に障害があるか否か､麻薬中毒者若しくは覚醒剤中毒者であるか否かの診断書)

(3) 開設者や施設長等により原本照合された医師免許証等の写し
（各医師会長による原本照合でも可能です。）
※Ａ４サイズに縮小お願いします。

(4) 手数料：３，９００円（奈良県収入証紙）
収入証紙は、3,000 円を 1 枚・500 円を 1 枚・300 円を 1 枚・100 円を 1 枚購入して下さい。
申請書に貼付して下さい。

(5) 麻薬施用(管理)者免許証返納届（別記第４号様式）
※ただし、有効期間の満了を待たずに麻薬業務を廃止する場合は、事前に手続きについて別途薬務・衛生課までご相談ください

(6) 現行の麻薬施用(管理)者免許証原本（令和８年１２月３１日まで有効のもの）
※本県では新規申請時に令和８年１２月３１日まで有効の免許証を提出していただき、当課で一時お預かりし令和９年１月１日以降に返納手続きを行っております。
また、提出後記載事項の変更が生じた場合には、当課に記載事項変更届を提出いただければ変更手続きの対応を行います。

２　記載方法等について
麻薬施用(管理)者免許申請書(第１号様式)及び医師免許証等の写しの原本照合の記載例については別添の資料を参考にしてご記入下さい。

３　麻薬施用（管理）者免許証の記載内容に変更がある場合
麻薬免許証の記載内容（麻薬業務所の所在地及び名称・住所・氏名・従たる施設の追加及び削除）に変更がある場合には、麻薬施用(管理)者免許証記載事項変更届（第５号様式）を添付して下さい。

記載方法などについては別添記載要領又は、奈良県薬務・衛生課ＨＰの「麻薬・向精神薬等の取扱いについて」のページに掲載されている「麻薬取扱者免許証の書き換えについて（記載事項変更届）」をご覧下さい。

麻薬年間報告書の提出について

１　必要書類、持参品等

(1) 麻薬年間報告書(参考様式第４号)

(2) 帳簿（麻薬管理簿）

(3) 関係書類（麻薬譲渡証・麻薬廃棄届・麻薬事故届等）

２　報告内容

(1) 期初在庫:令和７年１０月１日に所有していた麻薬の品名、数量

(2) 受入:令和７年１０月１日から令和８年９月３０日の間に譲り受けた麻薬の品名、数量
※患者等から譲り受けた場合は、その数量を（　）書きで記載してください。

(3) 払出:令和７年１０月１日から令和８年９月３０日の間に施用等した麻薬の品名、数量

(4) 期末在庫:令和８年９月３０日に所有していた麻薬の品名、数量

(5) 備考欄には、入院患者から譲り受け再使用した数量、事故により紛失した数量、麻薬廃棄届を提出し廃棄した数量、自主回収による逆譲渡を行った数量を記入して下さい。

※１年間麻薬を所有又は使用しなかった麻薬診療施設についても、この報告書は毎年必要です。麻薬の取扱いがない場合は「該当なし」の旨を記載し、年間報告書を受付日までに医師会へ送付してください。ただし、薬務・衛生課の確認印を帳簿へ求められる場合は、報告書を当日ご持参ください。